

東部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）

東部大阪都市計画道路中、３・４・２２７－２５号大阪八尾線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	３・４・２２７－２５	大阪八尾線	東大阪市岸田西二丁目地内	東大阪市寿町一丁目地内	東大阪市寿町一丁目地内	約９８０ｍ	地表式	２車線	１６ｍ	幹線街路と平面交差３箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

東部大阪都市計画道路 3・4・227－25 号大阪八尾線は、東大阪
市域の西部に位置し、大阪市域と東部大阪都市計画道路 3・6・227
－51 号柏田長瀬線を結ぶ路線である。

本路線と接続する東部大阪都市計画道路 3・6・227－51 号柏田
長瀬線が廃止されることに伴い、本案のとおり、終点位置を変更す
るものである。

東部大阪都市計画道路の変更

位置図

東部大阪都市計画区域

東大阪市

【凡例】

自動車専用道路



主要な道路



鉄軌道



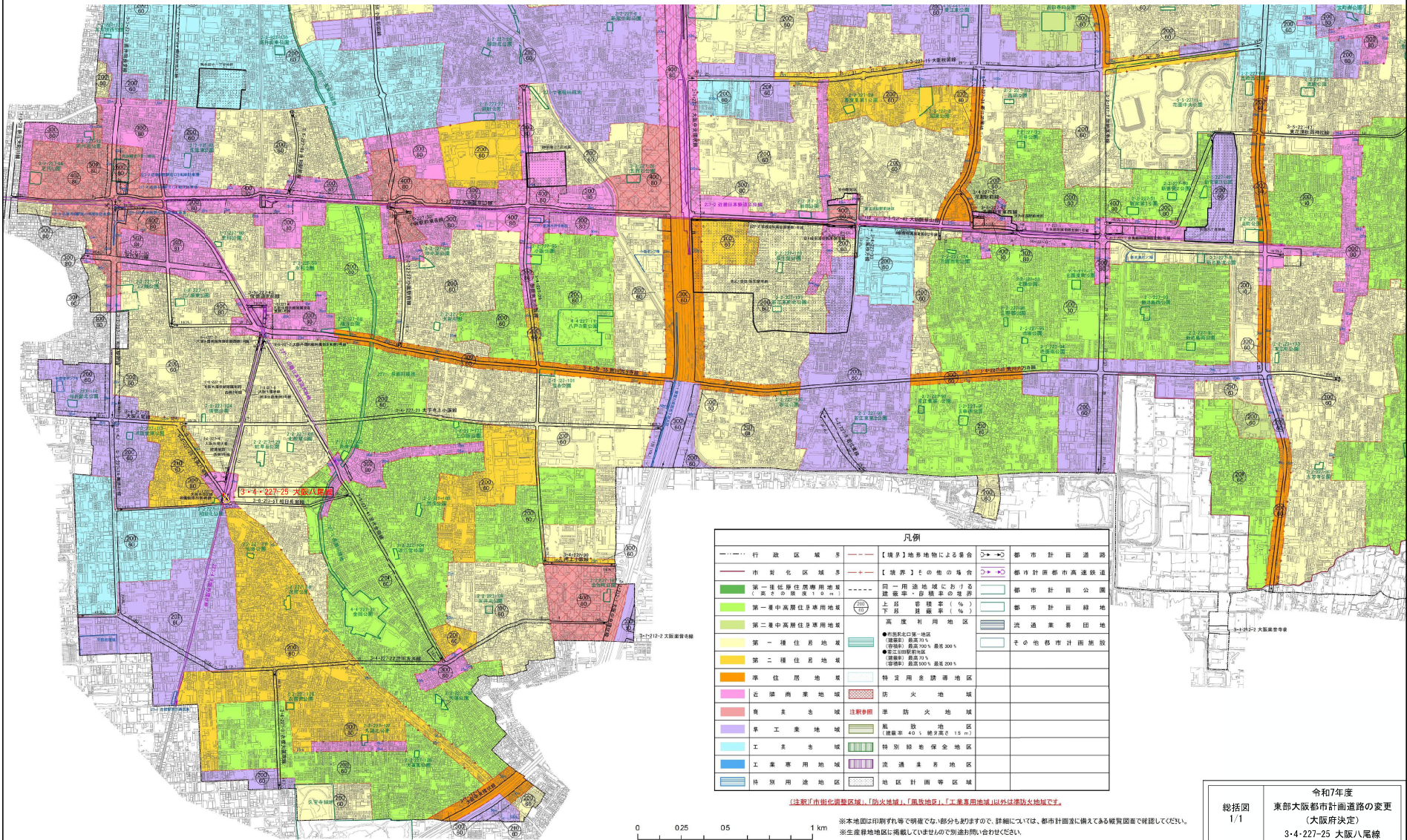
総 括 図

凡 例

- 変更
— 変更廃止



0 0.25 0.5 1 km



凡 例			
行政区域界	【境界】地界地物による場合	都市計画道路	
市街化区域界	【境界】その他の場合	都市計画都市高速鉄道	
第一種低層住居専用地域 (高さの制限10m以下)	同一用途地域における 建築率・容積率の境界	都市計画公園	
第一種中高層住居専用地域	上 部 容 積 率 (%) 下 部 容 積 率 (%)	都市計画緑地	
第二種中高層住居専用地域	高度利用地区 ●市街化第一地区 (容積率) 最高70% (建築率) 最高100% 最低30% ●市街化第二地区 (容積率) 最高70% (建築率) 最高100% 最低30%	流通業集積地	
第一種住居地域	特定用途地区	その他都市計画施設	
第二種住居地域			
準住居地域			
近隣商業地域			
商業地域	防火地域		
工業地域	準防火地域		
工業専用地域	風致地区 (建築率40% 高さ高さ15m)		
特別用途地区	特別緑地保全地区		
	流通業集積地区		
	地区計画等区域		

(注)市街化調整区域、「防火地域」、「風致地区」、「工業専用地域」以外は準防火地域です。

※本地図は印刷ずれ等で明確でない部分もありますので、詳細については、都市計画図に備えてある縮尺図面を確認してください。

※生産緑地地区に掲載していませんので別途お問い合わせください。

0 0.25 0.5 1 km

総括図
1/1

令和7年度
東部大阪都市計画道路の変更
(大阪府決定)
3・4-227-25 大阪八尾線

S=1/10,000

計 画 図

凡 例

- 変更
- 変更廃止

